

平成 27 年度第 3 回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
平成 27 年 11 月 16 日（月）午後 2 時～午後 4 時
- ◆ 開催場所
練馬区役所 1903 会議室（本庁舎 19 階）
- ◆ 出席者
出席委員 4 名（会長 ほか 3 名）
区側出席者 5 名（文化・生涯学習課長、ほか職員 4 名）
- ◆ 議事
1 審議事項
平成 27 年度登録文化財の答申案について
- ◆ 報告事項
1 練馬白山神社の大ケヤキ（国指定天然記念物）のき損について
2 東京外かく環状道路工事にともなう八の釜憩いの森周辺の発掘調査について
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：0 人）
- ◆ 配布資料
資料 1 平成 27 年度 練馬区文化財保護審議会答申案
資料 2 練馬区文化財保護条例
資料 3 練馬区文化財登録・指定基準
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
5984-2442

会議の要旨

- < 会長 > 開会の挨拶
- < 事務局 > 会議の成立について
- < 文化・生涯学習課長 >
昨年度の審議会でのご提案をふまえ、答申文の書式を大きく変更しました。東京都や他の自治体の事例等を参考にして説明書という形で別紙にしています。これをもとに区報または新聞報道等には、所管でわかりやすく概要的な文章にして紹介していきたいと思っています。
- < 会長 >
答申文の書式変更について何かご意見ありますか。
- < 副会長 >

わかりやすく良いです。説明のなかの小項目は、案件にあわせ適宜立てるということですね。文化財の年代を大きな項目で記すかどうかなど検討すべき点がありますが、具体的な項目の立て方については後ほど個別に述べます。

< 委員 >

以前のものはだいぶ簡単な文章だったので良い方向だと思います。

< 会長 >

書式の変更についてはよろしいですか。では、次に各文化財の説明を聞いた上で、一件ずつ審議を行います。

< 事務局 >

登録1「武蔵学園大講堂」の説明

< 会長 >

ご意見等ありますか。

< 委員 >

7 登録の理由に「洋風建築の特徴が残されている」としか記されないが漠然としすぎているので、例えば、「当時流行ったゴシック様式を強調した」のように、どのような洋風建築か、様式などを示した方がわかりやすいと思います。

< 事務局 >

そうします。構造形式は「鉄筋コンクリート造」としましたが、屋根は鉄骨トラス構造ですので「鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造」とします。

< 副会長 >

まず、6 説明(1)の項目名は「構造」とありますが、内容を見ると時代や特色なども入っているので、例えば「概要」のような言葉にしたほうが良い。また、9 参考文献の項目名には「主要」や「主な」を付けたほうが良いと思います。

< 事務局 >

そのようにします。

< 会長 >

他に何かありますか。では、次の案件の説明をお願いします。

< 事務局 >

登録2「武蔵大学3号館」の説明

< 会長 >

ご意見等ありますか。

< 事務局 >

本日欠席の委員から頂いたご意見を紹介します。6(2)保存状態の3行目で「教室の間取りや階段等は当時のままである」としましたが、壁を取り壊し二つの教室を一つにするなど、教室の間取り変更はなされてきたのではないかとのご指摘がありました。

< 委員 >

6 説明(1)構造の4行目で「塔屋正面に時計があり、他の面にも時計を設置する予定であったのか…」とありますが、デザインの意図で入れたのかもしれませんが、はっきりしなければ書かないほうが良い。事実を記すのであれば「他の面に円形の窪みがある」でしょう。

< 事務局 >

そのようにします。

< 委員 >

6 説明(1) 構造の 3 行目に「塔屋を中心に、左右対称の建物と、正面と両翼が中庭を囲む形に配されている」とありますが、前半は外観の話で、後半は間取り、平面の話になっています。また、「正面」という言い方が建物自体を表す言葉ではないので、別の表現にしたほうが良いです。

< 副会長 >

では、「正面と」を削除して、「左右対称の建物であり、両翼が中庭を囲む」としたほうが良いですか。

< 委員 >

そうですが、そもそもコの字型のプランであるとした方がわかりやすいかと思います。

< 事務局 >

厳密にはコの字ではなく、両端がそれぞれ内側に突き出て中教室がある形です。その中教室が、昭和 55 年に図書館建設にあたり撤去されています。

< 委員 >

こういった文章を書く時には、現状をまず書いた上で、かつてはこうであったという説明をしないと混乱してしまいます。また、建物のことを「正面」や「両翼」とは言わないので、厳密にいうと「正面の部分」「正面の建物」とか「両翼部分」になります。

< 副会長 >

両翼部分も含めて「左右対称」としたいならば、「塔屋を中心とした正面部分と両翼部分が中庭を囲む形に配された左右対称の建物である」となりますか。

< 委員 >

この部分は立面図を見た時の話かと思ったのですが、平面図のことを言っているのですか。塔屋を中心に左右対称というのは、立面図と平面図のどちらも指すのでしょうか。

< 事務局 >

はい、そうです。

< 委員 >

そうであれば、横から見た場合と上から見た場合、ともに左右対称であるということですから、立面形および平面形が左右対称であることを厳密に記す必要がありますね。

< 事務局 >

立面形と平面形は分けて書いた方がよいでしょうか。

< 委員 >

そうですね。分けて書いた方がわかりやすいと思います。

< 文化・生涯学習課長 >

例えば、「外観(立面)と平面は、塔屋を中心とした左右対称の建物である。正面の玄関ポーチと塔屋の建物と両翼の部分が中庭を囲む配置である」でしょうか。

< 委員 >

それで分かれば良いと思います。

< 委員 >

あと、7 登録の理由は変わりますか。

< 事務局 >

「建築様式の特徴」にアール・デコを加えましょうか。

< 委員 >

たしかにアール・デコの特徴は多少入っていますが、それがメインではありません。登録理由の最も大きなことは、いろいろな人々に愛されていること。創立者の根津嘉一郎がある教育理念をもって建てたという点に触れてもよいかと思います。設計者も大事ですが、設計させた建築主も大事です。

< 事務局 >

創立者のことは、6(3)沿革においても記していますが。

< 委員 >

一般的に登録の理由は、総括的なものでわかりやすく簡潔に述べるものですので、前に書いてあるから書かなくてもいいというものではありません。

< 副会長 >

6(3)沿革の3行目の「開校時は、他校の校舎を借りて授業等が行われ」を、1行目の「開校した。」の後に挿入する形にしたほうが、わかりやすいと思います。

< 事務局 >

そうします。

< 会長 >

よろしいですか。では、建築専門の委員と相談していただいて、次回の審議会の前までに訂正分を全委員へ送ってください。次の案件の説明をお願いします。

< 事務局 >

登録3「阿弥陀堂の半鐘」の説明

< 会長 >

ご意見等ありますか。

< 副会長 >

3所有者ですが、阿弥陀堂が宗教法人格を持っていないのであれば、普通は肩書きを付けずに個人名のみになるとは思いますが、どうでしょうか。

< 事務局 >

法人格はないのですが、阿弥陀堂は地域で持っている堂で、地域の墓地の管理者にもなっています。

< 副会長 >

きちんと規約があり管理団体的なものであれば、その名称になりますが、それがなければ、所有者は法律上誰が持っているかという問題です。宗教法人の場合に所有者を「宗教法人」と表記するように、宗教法人ではないけれども団体・組織として「阿弥陀堂」としたらいかがでしょうか。

< 事務局 >

では、「阿弥陀堂」といたします。

< 副会長 >

5の「法量」という言葉は、元々仏像の大きさに使うもので仏教用語ですので、今後はわかりやすく「大きさ」としたらどうでしょうか。

次に6説明(1)概要は、形状・品質・構造の書く順番はそれぞれのルールがありますが、こちらは最初に「銅製」とあるので形状を先にしたほうが良い。形状の次に銘文のことを続けた後で、制作年代がいつで、作者が誰で、現在どこにあって、保存状態はどうという順が良いと

思います。また、(1) 概要の5行目に「火炎に包まれた宝珠が配されている」とあるが、模様と形を受け身にすると文章全てが受け身になってしまい、また、報告書等では「ている」という現在進行形を使わないので、「宝珠を配す」としたほうが良い。これ以外の受け身の表現も全て同様にしてください。

次に6(2) 池の間の銘は、(1) 概要の銘の箇所に記しても良いと思いますが、考察が加わって長くなるようでしたら今回はこのままでいいかもしれません。この池の間第一区の銘文の表記は、句読点や改行の記号、例えば「/」を付けるとよいと思いますが、どうでしょうか。

次に6(3) 制作者は、「制作者」よりも「作者」にし、(3)7行目の「文化元年 1844 制作」は「文化元年 1844 作」としたほうが良いでしょう。

次に7登録の理由の表記は、それぞれの立場で書き方は異なると思いますが、工芸、仏像を担当する者から言えば、最初に年代と作者が明らかな江戸時代の半鐘であると、モノの価値を書いたほうが良いと思います。

<事務局>

まず、7登録の理由の表記は、ご指摘のように記し、最初に「鋳物師粉川市正の半鐘の特徴や形状を伝える資料である」を記したいと思います。

文章の配置についてはご指摘どおり直したいと思いますが、6(2) 池の間の銘は、やはり考察が長いのでこのままにさせていただきます。また、確認ですが、6(3) 制作者は「制作者」を「作者」としますが、他の文章中の「制作者」も「作者」としたほうが良いでしょうか。

<副会長>

そうですね。

<事務局>

では、そうします。次に6(2) 池の間の銘文表記については、改行に「/」を付けたほうがよろしいでしょうか。

<会長>

煩雑になって見づらくなるから、このまま一字アキで良いのではないですか。

<事務局>

では、そうします。

<委員>

説明文の項目表記ですが、文化財の種別によって異なることはあっても、例えば「保存状態」のように統一して表記できるところは統一し、あとは個別の分野で書くことがあれば追加するなど、もう少し形式を整理したほうが良いと思います。

<事務局>

そうします。

<会長>

よろしいですか。では、次の案件の説明をお願いします。

<事務局>

登録4「永享八年の夜念仏板碑」の説明

<副会長>

まず、先ほどと同様ですが、6説明(1) 銘文等の「梵字3字がそれぞれ蓮座上の月輪のなかに位置づく形で刻まれる」は、「梵字3字をそれぞれ蓮台上の月輪のなかに陰刻する」としたほ

うが良い。次に、(6) 概要で光明真言を「真言密教で唱える言葉」としてありますが、「密教の真言」としたほうが良いでしょう。

<事務局>

そうします。

<委員>

5 大きさの高さの括弧内に「上半部」「下半部」とありますが、この表現だけだと分かりにくい気がします。

<副会長>

このような場合、括弧内を「現状は上半部 63.5cm、下半部 62.5cm の二つに折損する」とし、「現状は」という言葉を足すとよいと思います。

<事務局>

そのようにいたします。

<会長>

答申案の審議は以上になります。では次に、事務局から報告事項をお願いします。

<事務局>

練馬白山神社の大ケヤキ（国指定天然記念物）のき損について報告

<事務局>

外環大泉ジャンクション周辺工事にともなう埋蔵文化財（遺跡）の発掘調査状況について説明

<会長>

よろしいでしょうか。では、事務局から何かありますか。

<事務局>

次回の文化財保護審議会の日程について

<会長>

何かご意見ございますか。では、本日はこれにて閉会いたします。